

フィリピン 備考

フィリピン共和国
労働雇用省
イントラムロス、マニラ

省令第198号
2018年シリーズ

「労働安全衛生基準遵守強化及びその違反につき罰則を定める法律」と題された
共和国法第11058号施行細則

共和国法第11058号、又は労働安全衛生基準遵守強化及びその違反につき罰則を定める法律第32条に基づき、以下の施行細則を発行する。

第1章
政策の宣言

第1条 政策の宣言 — 方針の宣言 国は、労働は主要な社会的・経済的勢力であり、安全で健康的な労働力は国づくりの不可欠な側面であることを確認している。

国は、すべての労働者に対し、その労働環境におけるすべての危険から十分な保護を与えることにより、安全で衛生的な職場を確保する。国は、フィリピン労働法、すべての国内法及び職業上の安全及び衛生に関する国際的に認められた基準の規定が使用者により完全に実施され、かつ、遵守されることを確保するものとし、又、これらの規定に違反した場合には罰則を設ける。

国は、安全かつ衛生的な労働条件により、すべての労働者を負傷、疾病又は死亡から保護するものとし、これにより、国の発展目標、及び、すべての労働者の完全な人間としての総合的な発展という国の約束に合致する形で、貴重な人的資源の保全並びに生命又は財産の損失又は損害の防止を確保する。

国は、労働者の安全及び衛生を保護するに当たり、職業上の安全及び衛生に関する政策及び計画を策定し及び実施するに当たり、厳格ではあるが動的で、包括的で、かつ、性別に配慮した措置を促進する。

第2章
総則

第2条 適用範囲 — 本規則は、以下を含む、すべての事業所、事業及び現場並びにすべての経済活動部門において作業が行われているその他のすべての場所について適用する。

- (a) 特別経済区及びその他の投資促進機関内に所在する施設(例えば、フィリピン経済圏庁[PEZA]、クラーク開発公社[CDC])
- (b) 航空、海上及び陸上の運送に従事する事業者、及び、
- (c) 鉱業、漁業、建設業、農業、海洋などの産業

本規則は、公共部門の事業に従事する者を含む請負業者及び下請業者についても適用する。請負業者及び下請業者の労働者は、それらが配置された事業所の OSH 方針及びプログラムに従わなければならない。

本規則は、国家政府機関、独自の憲章を有する政府所有及び支配企業、政府金融機関、国立大学及び単科大学、並びに公務員委員会及びその他の政府機関が発行する適切な規則及び規則に準拠する地方政府機関などの公的部門には適用されない。

第3条 用語の定義 — 本規則において、以下の語句は、以下に定める意味を有する。

(a) 認定応急救護士とは、フィリピン赤十字または労働雇用長官により認可された団体により、応急手当を実施するトレーニングを受け、正式に認定された者を指す。

(b) コンピテンシー基準とは、実効的な業務遂行に必要な業界で決定された技能の仕様を指す。これらは、トレーニングや個人の属性ではなく、職場活動に焦点を当てた結果として表され、新しい状況や変化する職場組織に新しいスキルを適用する能力として表される。

(c) 適用される職場とは、労働雇用長官が決定する、事業所、事業、現場、及び事業に関係する従業員の数、事業の性質、及びリスク又は危険が本規則の規定の遵守を要求するその他のすべての職場を指す。

(d) 労働雇用省(DOLE)認定トレーニング機関とは、2001年の省令第16号及びその後の規則に従って労働雇用省により認定されたものを指す。

(e) 使用者とは、自然人又は法人であって、従業者の役務から直接又は間接に利益を受ける者をいい、元請業者、請負業者又は下請業者(もしあれば)を含む。

(f) 装置とは、原動機としてエンジン又は電動機を有する機械を指す。

(g) 一般安全衛生検査とは、作業環境の検査をいい、これには、技術安全監査の対象となる機械類以外の機械類の位置及び運転、作業スペースの妥当性、換気、照明、作業環境の条件、取扱い、貯蔵又は作業手順、防護設備、及び作業場におけるその他の安全衛生上の危険源の可能性があるものが含まれる。

(h) 高リスク事業所とは、事業場内に危険又は潜在的な危険が存在することにより、事業場内の労働者だけでなく、事業場外の者の安全及び/又は健康に影響を与える可能性のある事業所を指す。安全衛生上の危険への曝露レベルが高く、予防措置または管理措置が講じられていない場合、障害又は死亡又は重大な疾病が発生する重大事故の可能性が高い。以下は、潜在的に高リスクの作業と一般的に認識される職場である。

1. 化学工場
2. 建設
3. 深海漁業
4. 火薬工場
5. 消防
6. ヘルスケア事業施設
7. 通信施設、塔、ケーブルの設置
8. LPGの充填、補給、貯蔵及び配送
9. 鉱業
10. 石油化学、バイオ燃料の工場、製油所
11. 発電、エネルギー部門における送配信
12. 有毒又は危険な化学品の保管・取扱・配送センター
13. 大量な肥料の貯蔵と取扱い
14. 輸送
15. 上下水道、廃棄物管理、浄化業務
16. 塩素を大量に使用する事業所
17. 上記に列挙した作業と密接に類似した作業、及び事業所の分類に関する既存の発行に従い労働雇用省が決定したその他の作業。

(i) 急迫した危険とは、死亡又は重大な身体的危害につながると合理的に予想される、あらゆる雇用場所における状態又は行為によって引き起こされる状況をいう。

(j) 低リスク事業所とは、危険又は安全衛生上の危険が低い事業所であって、事故、傷害又は疾病を引き起こす可能性が低い事業所を指す。

(k) 中リスク事業所とは、中程度の安全衛生上の危険があり、予防措置や管理措置が講じられていない場合には、事故、傷害又は疾病が発生する可能性のある事業場を指す。

(l) 中小企業(MSE)とは、それぞれ資本に関わらず、従業員10人未満の事業所及び、従業員100人未満の事業所を指す。

(m) 労働衛生(OH)職員とは、事業所、プロジェクト、現場又は職場において、職場生サービスを提供するために使用者が雇用する資格を有する応急救護士、看護師、歯科医又は医師を指す。

(n) 労働安全衛生(OSH)コンサルタントとは、資格を有する安全管理者4又はそれに相当する者で、DOLEによって決定された2つ以上の専門分野における労働安全衛生に関する業務を遂行及び/又はコンサルティングサービスを提供するDOLEによって正式に認定された者をいう。

(o) 労働安全衛生(OSH)従事者とは、資格を有する安全管理者3又はそれに相当する者で、定義された特定の範囲又はコア・コンピテンシーで労働安全衛生サービスを提供するDOLEによって正式に認定された者をいう。

(p)労働安全衛生(OSH)基準とは、安全で衛生的な雇用を確保するために合理的に必要な、適切な慣行、手段、方法、作業又は工程、及び労働条件の採用及び使用を義務付ける DOLE によって発行された一連の規則を指す。

(q)個人用保護具(PPE)とは、労働者を重大な職場における負傷及び疾病、すなわち、身体、眼、頭、顔、手、足、耳などの安全及び衛生上の危害から保護するために設計された特別な衣服又は器具をいう。

(r)安全衛生監査とは、事業場、安全プログラム、記録及び安全管理者が実施する安全衛生に関するプログラム基準のパフォーマンス管理に関する定期的かつ批判的な審査をいう。

(s)安全衛生委員会とは、労働安全衛生の方針とプログラムを計画、開発、実行し、OSH プログラムを監視、評価し、労働者の安全と衛生に関連する作業のすべての側面を検査、調査する権限を持つ職場内に設置された組織を指す。

(t)安全衛生プログラムとは、責任者及び違反があった場合の罰則を含む、OSH 基準に準拠するための企業の方針、プロセス、実務を規定する一連の詳細な規則を指す。

(u)安全管理者とは、OSH プログラムを実施し、OSH 基準の規定に準拠していることを保証することを使用者により任された DOLE 又は DOLE 認定トレーニング機関によってトレーニングを受けた会社の従業員又は役員を指す。

(v)安全管理者 1(S01)とは、OSH 基準に規定された 8 時間の OSH オリエンテーションコース及び 2 時間のトレーナー研修を修了した者をいう。

(w)安全管理者 2(S02)は、OSH 基準に規定されている業界に適用される義務的な 40 時間の OSH トレーニングコースを修了した従業員を指す。

(x)安全管理者 3(S03)は、業界に適用される義務的な 40 時間 OSH トレーニングコース、さらに 48 時間の産業に関連する高度な/専門的な職業安全トレーニングコースを修了し、少なくとも 2 年間の OSH に関連する経験を有し、OSH 基準に規定されているその他の要件を充たす従業員を指す。認定された安全管理者 3 は、OSH 従事者として認定される資格を有する。

(y)安全管理者 4(S04)は、業界に適用される義務的な 40 時間の OSH トレーニングコース、産業に関連する追加の 80 時間の高度/専門的な職業安全トレーニングコース、合計 320 時間の OSH 関連のトレーニング又は経験、最低 4 年間の S03 としての実務経験、及び OSH 基準によって規定される他の要件を充たす従業員を指す。追加トレーニングと実務経験は置き換えることができ、80 時間のトレーニングは、1 年間の実務経験に相当し、その逆も可能である。認定された安全管理者 4 は、労働安全衛生(OSH)コンサルタントとして認定される資格を有する。

(z)安全標識とは、労働安全衛生基準に従って DOLE が規定した、職場における安全上の指示及び警告のための標準的な記号を含め、標準的な色及び大きさを用いた緊急時、警告若しくは危険標識又は安全上の指示をいう。

(aa) 作業場とは、労働者が作業のために立ち会い、又は行く必要があり、かつ、使用者の直接又は間接の管理下にある場所又は場所をいう。これには、作業場、従業員用ラウンジ及びトイレ、会議室及び教室のスペース、従業員食堂、通路及び緊急時の出入り口が含まれるが、これらに限定されない。

(bb) 労働者とは、雇用状況に関わらず、労働力の構成員をいう。

(cc) 労働者の OSH セミナーとは、労働安全衛生基準で定められた職場の安全管理者が実施する 8 時間の義務講習を指す。

第 3 章 使用者、労働者及びその他の者の義務及び権利

第 4 条 使用者、労働者その他の者の義務 —

(a) 使用者の責務 — すべての使用者、請負業者又は下請業者(もしあれば)、及び行われる作業を管理し、コントロールし又は監督する者は、以下のことを行わなければならない。

1. 労働者に死亡、疾病又は身体的危害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある危険な状態のない労働者のための雇用の場所の設備
2. すべての労働者に対する、作業環境の周知に関するものを含むが、これらに限定されない、完全な職務安全の指示及び適切なオリエンテーションの提供
3. 合理的に実行可能な限りにおける、化学的、物理的及び生物学的な物質及び薬剤並びに使用者の管理下にある人間工学的及び心理社会的なストレスが適切な保護措置がとられることにより、健康に対する危険を伴わないようにすることの確保
4. 該当する場合には、職場のための装置及び設備の特定の業界標準の承認されたセットのみの使用
5. トレーニング、健康診断、必要に応じて個人用保護具及び機械ガード等の保護安全装置の提供を含む、安全衛生基準の遵守。なお、労働者のためのトレーニングには、健康増進、作業に伴う危険、従事する又は従事する健康上の危険、危険を除去し又は最小限にするための予防措置、緊急時にとるべき措置、労働者が取り扱うべき業務、活動及び作業に関する安全上の指示を含むものとする。
6. 労働者及びその代表が、労働安全衛生マネジメントシステムの改善のための組織化、計画、実施、監視、評価、行動のプロセスに積極的に参加する時間と手段を持つように手配すること。
7. 必要に応じて、応急措置を含む緊急事態、火災及び事故に対処するためのトレーニング・演習を特定するための措置及び避難計画等の提供
8. 労働安全衛生基準におけるすべての報告義務の遵守、及び、
9. 労働安全衛生基準の定めに従った、事業場の労働雇用省への登録

(b) 労働者の義務 — すべての労働者は、OSH 基準の遵守を確保するため、以下のことを行わなければならない。

1. 安全衛生及びその他の OSH 関連のテーマ及びプログラムに関する能力開発活動への参加
2. 労働者及び他の者の保護のために備えられるすべての安全装置及び安全装置の適切な使用
3. 職場における事故・緊急事態を防止するための指示事項の遵守
4. 国又は地方公共団体の防災トレーニングへの参加を含め、緊急時に講ずべき所定の措置の遵守、及び、
5. 直属の上司又はその他の責任のある安全衛生担当者に対する職場で発見される可能性のある作業上の危険の報告

(c)その他の者の義務 — 建築者又は請負業者を含む、設備を訪問し、建設し、改造し、設置し、又は事業を行うその他の者は、本規則及び労働雇用長官が発行する他のすべての規則を遵守しなければならない。

2 つ以上の事業者が 1 つの職場で同時に活動に従事する場合、関係者全員が協働し、労働安全衛生基準及び規則の遵守を確保する義務を負う。

第 5 条 労働者の知る権利 - 労働における安全及び衛生に対する権利は保障される。すべての労働者は、事業場におけるすべての種類の危険について使用者から適切に知らされなければならない。また、化学的安全、電気的安全、機械的安全、人間工学その他の危険及び危険についてのトレーニング、教育及びオリエンテーションを受けることができるようにされなければならない。

新たに雇用された者を含む、すべての労働者は、職場におけるあらゆる種類の危険について、労働者が理解できる言語及び方言でトレーニング及び情報を提供されなければならない。トレーニング及び使用される情報資料は、労働者が容易に利用することができ、かつ、利用することができるようにしなければならない。

高リスク事業所の労働者の安全衛生に関する再教育は、四半期に一回以上定期的に実施し、かつ、作業及び生産工程の変更の直後に実施しなければならない。

第 6 条 不安全な労働を拒否する労働者の権利 — 労働者は、DOLE の定めるところにより、急迫した危険状態が存在する場合には、使用者からの脅迫又は報復を受けることなく労働を拒否する権利を有する。安全管理者は、予防措置として、自らの判断に従い、報復を恐れることなく、急迫した危険があるときは、作業の停止又は作業の停止をすることができる。事業者、安全管理者又は労働者は、事業場に急迫した危険の状態があるときは、直ちに、その旨を DOLE に届け出なければならない。

事業者又は安全管理者は、労働者が引き続き急迫した危険がある場合においては、当該労働者に対し、職場への復帰を求めることができない。労働者は又、適切な是正措置を実施した後、作業停止命令 (WSO) が解除されるまで、労働を拒否することができる。

急迫した危険事態の存在により影響を受ける労働者は、安全衛生上差し迫った問題がなければ、作業場内の他の区域に一時的に配置することができる。

本規則第24条は、当該WSOの期間中又は急迫した危険事態による作業の停止中に適用されるものとする。

第7条 労働者の事故報告権 — 労働者及びその代表者は、災害、危険な事故及び危険を使用者、DOLE及び他の関係する所轄官庁に報告する権利を有する。これらの者は、いかなる事故の報告に対しても、いかなる形態の報復も受けないものとする。

DOLEへの事故の報告は、DOLEホットラインを含め、労働者にとって最も便利なコミュニケーション手段によっても行うことができる。かかる報告は、事故発生場所を管轄する最寄りのDOLEの地方事務所、現地事務所、州事務所、サテライト事務所にも報告することができる。

第8条 個人用保護具に対する労働者の権利 — すべての使用者、請負業者又は下請業者(もしあれば)は、危険にさらされる可能性のある身体のいかなる部分に対する個人用防護具、並びに、命綱、安全ベルト又はハーネス、ガス又は防塵マスク、及び、危険な作業工程又は環境、化学的、放射線学的、機械的、その他の刺激物、又は吸収、吸入、又は物理的接触によって身体の何れかの部分の機能に損傷又は障害を引き起こす可能性のある危険物から身を守る防護シールドを、無償で労働者に対して提供しなければならない。個人用保護具の費用は、本規則第21条に基づく別途の支払項目である安全衛生プログラムの一部とする。

すべての個人用保護具は、DOLEの基準及び/又は他の検証手段に基づいて試験され、DOLEによって承認された適切な種類のものでなければならない。

すべての事業所、事業、現場、及び作業が行われているその他のすべての場所における個人用保護具の使用は、作業場の危険性評価の結果としての安全管理者の評価と勧告に基づくものとする。

すべての個人用保護具は、それが効果的な保護を確保することを目的としているため、危険にさらされる特定の労働者に対して適切な大きさ、重量及び種類のものでなければならない。個人用保護具の交付は、製造者の推奨に従い、当該個人用保護具の適用、使用、取扱い、清掃及び保守に関するトレーニングによって補足されるものとする。

危険性の高い活動において適切な個人用保護具を提供しないことは、危険な作業を拒否する労働者の権利を生じさせる。

第9条 安全標識及び装置 — すべての事業所、事業、現場及び作業が行われている他のすべての場所には、作業場における危険について労働者及び公衆に警告するための安全標識及び装置を備えなければならない。安全標識及び安全装置は、すべての者が理解できる言語で、安全指示及び警告の標識の色に関するOSH基準、世界調和システム(GHS)の絵表示、工事安全、DOLEが設定した化学物質、放射線、安全上の注意及び警告表示の表示分類に従い、戦略的な場所の目立つ場所に掲示するものとする。又、すべての標識は、その読みやすさを確保するために適切な品質のものでなければならない。

第10条 装置の使用における安全 — 土木機械、大型機械、運搬機械、建設機械等の設備の使用に関し、使用者、請負業者又は下請業者（もしあれば）、事業所、現場、事業所への輸送、事業所からの輸送を含め、会社又は事業運営の様々なフェーズにおける当該設備の安全と使用に関して DOLE が定めた労働安全衛生基準を遵守しなければならない。

技術教育・技能開発庁 (TESDA)、専門職規制委員会 (PRC) 又はその他の関係政府機関による適切なトレーニング及び認定は、該当する場合、機器の使用前にオペレーターに要求されるものとする。国際機関又は供給者によって提供されるトレーニングは、国内で利用できない場合には、DOLE によって承認されなければならない。

第11条 労働安全衛生情報 — 使用者、請負業者又は下請業者（もしあれば）は、すべての事業所、事業、現場及び作業が行われている他のすべての場所において、以下の事項に関する十分かつ適切な情報を労働者に提供しなければならない。

- (a) 作業場の危険性及び化学物質安全性データシートのような労働者の安全及び健康に及ぼす危険性
- (b) 危険への曝露のリスクを低減または最小化する制御メカニズム及びその他予防手段（特定の危険に関するトレーニング、医学的モニタリング検査、予防接種、生活習慣病の管理等）
- (c) これらの危険に対する予防、管理及び防護のための適切な措置（労働者の予想される場所を含む。）
- (d) 適切な避難及び停止手順を含む、緊急時及び災害管理手順情報資料は、労働 OSH 委員会により定期的に改訂されるものとする。

第4章 適用事業場

第12条 労働安全衛生 (OSH) プログラム — 対象事業場は、目立つ場所に掲示する DOLE が規定する様式で、適切な OSH プログラムを開発し、実施しなければならない。

(a) 従業者 10 人未満の事業所、10～50 人の低リスク事業所。— OSH プログラムは使用者によって適式に署名され、少なくとも以下を含まなければならない。

1. OSH 要件を遵守するという企業の約束
2. 以下を含む、一般的な安全衛生プログラム
 - 安全衛生上の危険の特定、リスクアセスメント及び管理 (HIRAC)
 - 管理職業性及び職業性疾病について早期発見及び管理のための医学的調査、及び、
 - 応急手当及び救急医療
3. 以下の健康領域の増進
 - 薬物のない職場 (RA 9165)、
 - 職場におけるメンタルヘルスサービス (RA11036)、及び、
 - 健康的な生活様式

4. 以下の健康領域の予防と管理
 - ヒト免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群(RA 8504)
 - 結核(E0 187 03)、及び、
 - B型肝炎(DOLE DA 05 2010)
5. 会社又は事業の詳細の記入
6. OSH委員会の構成と任務
7. OSHの職員と施設
8. 以下を含む、安全衛生の推進、トレーニング及び教育
 - OSHに関する全労働者に対するオリエンテーション
 - リスクアセスメント、評価、コントロールの実施
9. 適用ある場合、ツールボックス又は安全ミーティング、及び職務安全分析の実施
10. 事件/事故/疾患の調査、記録、報告
11. 個人用保護具の提供及び使用
12. 安全標識の設置
13. 労働者の福祉施設の提供
14. 緊急時及び災害時の準備と、定められたトレーニング
15. 固形廃棄物管理システム、及び、
16. 危険のコントロールと管理

(b)従業者数10～50人の中・高リスク事業所、51人以上の低から高リスク事業所 — 労働安全衛生計画は、使用者によって適式に署名され、少なくとも以下を含まなければならない。

1. OSH要件を遵守するという企業の約束
2. 以下を含む一般安全衛生プログラム
 - 安全衛生上の危険の特定、リスクアセスメント及び管理(HIRAC)
 - 管理職業性及び職業性疾病について早期発見及び管理のための医学的調査、及び、
 - 応急手当及び救急医療
3. 以下の健康領域の増進
 - 薬物のない職場(RA 9165)
 - 職場におけるメンタルヘルスサービス(RA11036)及び、
 - 健康的な生活様式
4. 以下の健康領域の予防と管理
 - ヒト免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群(RA 8504)、
 - 結核(E0 187 03)、及び、
 - B型肝炎(DOLE DA 05 2010)
5. 会社又は事業の詳細の記入
6. OSH委員会の構成と任務
7. OSHの職員と施設
8. 以下を含む、安全衛生の推進、トレーニング及び教育
 - OSHに関する全労働者に対するオリエンテーション
 - リスクアセスメント、評価、コントロールの実施
 - 高所作業、閉所作業、高熱作業、及びその他の関連活動等の作業許可制度
9. 適用ある場合、ツールボックス又は安全ミーティング、及び職務安全分析の実施

10. 事件/事故/疾患の調査、記録、報告
11. 個人用保護具の提供及び使用
12. 安全標識の設置
13. 粉じんのコントロール及び管理並びに仮設の工作物の建築、電氣的設備機械的設備、通信設備その他の設備の引き上げ及び操作等の活動に関する規制
14. 労働者の福祉施設の提供
15. 必要に応じて、災害管理グループ、事業継続計画、ハザード・リスク・脆弱性評価の更新を組織化・作成するための緊急・防災・対応計画。
16. 固形廃棄物管理システム、及び
17. 危険のコントロールと管理
18. 禁止行為及び違反行為に対する罰則
19. 企業 OSH プログラムの実施費用

DOLE は、労働者及びその代表者と協議した上で、使用者、請負業者又は下請業者(もしあれば)が完全に達成すべき様式を定める。

OSH プログラムは、職場のすべての人に伝達され、容易に利用できるようにされなければならない。DOLE、その他の規制当局又は政府機関及び機関が労働者の安全及び衛生に関連する新たな規則、指針及びその他の発行を公布した場合、同プログラムは定期的に更新されなければならない。

事業所は、OSH プログラムの中核的要素が、経営者の関与と従業員の間、職場のリスク評価、危害予防と管理、安全と衛生のトレーニングと教育、OSH プログラム評価のような、企業の OSH プログラムに統合されることを確実にしなければならない。

事業所は、OSH プログラムの写しを、事業所を管轄する DOLE の地方事務所、現地事務所、州事務所、サテライト事務所に提出するものとする。所定のテンプレートを使用する会社の OSH プログラムと共に OSH 要件を遵守するという正式に署名された会社の約束は、建設前に DOLE の承認を必要とする建設安全衛生プログラムを除き、提出時に承認されたものとみなされるものとする。

事前に承認されたテンプレート内の OSH プログラムは、既存の法律、規則、規則、その他の発行に基づいて、あるいは検査中のプログラムの検証に基づいて、必要に応じて DOLE によって修正される可能性がある。会社に変更を行った場合、会社は、OSH プログラムの改訂版を DOLE に提出するものとする。

会社は、安全衛生パフォーマンスの改善に向けて目標が達成されていることを確実にするために、OSH プログラムを少なくとも年に 1 回、あるいは必要に応じて見直し、評価するものとする。

第13条 労働安全衛生委員会 — 安全衛生計画が遵守され、実施されることを確実にするために、対象事業場に安全衛生委員会を組織するものとする。

(a) 従業者10人未満の事務所、10～50人の低リスク事業所 — 安全管理者1は以下で構成されるOSH委員会を設置するものとする。

議長	: 会社の所有者又は管理者
秘書役	: 事業場の安全管理者
構成員	: 少なくとも1人の労働者、組織されている場合は労働組合の組合員が望ましい

事業場の安全管理者は、所有者、管理者又はその指名する代理人とすることができる。

会社の所有者、管理者又は労働者の一人は、フィリピン赤十字社又はDOLE認定団体から応急手当トレーニングを受けなければならない。

(b) 従業者数10～50人中・高リスク事業所、51人以上の低から高リスク事業適用事業場のOSH委員会は、以下の者から構成される。

職権議長	: 使用者又はその代理人
秘書役	: 事業場の安全管理者
職権構成員	: 適用ある場合、認定応急救護士、OH看護師、OH歯科医、OH医師
構成員	: 請負業者又は下請業者(場合に応じ)を代表する安全管理者及び労働組合が組織されている場合には労働組合からの労働者の代表、労働組合が組織されていない場合には過半数の単純な投票により選出された労働者

OSH委員会は、OSHプログラムの実施を効果的に計画し、開発し、監督し、監視しなければならない。

(c) 1つのビル又は複合施設を含む複合施設に2つ以上の事業所がある場合 — 2以上の事業所が1つのビル又は複合施設にある場合、各事業場において組織されたOSH委員会は合同調整委員会を組織し、すべての事業所に関する計画及び活動を計画し、実施しなければならない。合同調整委員会は、以下の者から構成される。

議長	: 建物の所有者又はビル管理者など、建物所有の代理人
秘書役	: 会長が指名するビル又は複合施設の安全管理者
構成員	: 1つの建物又は複合施設内にある事業場から2名以上の安全管理者。ビル又は複合施設内の事業場から2名以上の労働者代表(労働組合が組織されている場合、最低1名以上は労働組合出身であることを要する)

ビル管理者は、合同 OSH 委員会が組織計画書及び議事録を DOLE 地方事務所に提出し、その写しを労働条件局に提出することを確実にしなければならない。

第 14 条 安全管理者 — 労働安全衛生計画の実施に当たっては、安全管理者は、次の職務及び責任をもって雇用され、又は指名されなければならない。

- (a) OSH 委員会と共同して、OSH プログラムの全体的な管理を監督すること
- (b) 監督者及び労働者の参加を得て行われる作業の衛生又は安全面を頻繁に監視及び検査すること
- (c) 労働安全衛生基準によって要求される必要な情報及び OSH 報告書を提供することにより、作業が行われているとき又は事故調査が行われているときはいつでも、安全衛生査察の実施において政府査察官を支援すること、及び、
- (d) 必要に応じて、OSH 基準で規定された要件と手順に基づいて、作業停止命令書 (WSO) を発行すること

すべての事業場の安全管理者は、本規則に定める区分に従い、必要な教育トレーニング及び経験を有していなければならない。各安全管理者に対する要求事項は、以下のとおりである。

カテゴリー	OSH に関する規定されたトレーニング	最低限の OSH 経験
安全管理者 1 (S01)	(a) 義務的な 8 時間 OSH のオリエンテーション課程、及び、 (b) 2 時間のトレーナー研修	—
安全管理者 2 (S02)	義務的な産業に適用される 40 時間の基本的 OSH トレーニングコース	—
安全管理者 3 (S03)	(a) 義務的な産業に適用される 40 時間の基本 OSH (b) 追加的な当該産業に関連する 48 時間の高度 / 専門的職業安全トレーニングコース、及び、 (c) OSH 基準で規定されているその他の要件	OSH における少なくとも 2 年間の経験
安全管理者 4 (S04)	(a) 義務的な産業に適用される 40 時間 OSH トレーニング (b) 追加的な当該産業に関連する 80 時間の高度 / 専門的職業安全トレーニングコース (c) 合計 320 時間の労働安全衛生に関連するトレーニング又は経験 (追加的トレーニングは経験時間に置き換え可能であり、80 時間のトレーニングは 1 年の経験に相当し、その逆も可能である。) (d) OSH 基準で規定されているその他の要件	少なくとも 4 年間の安全管理者 3 としての実務経験

安全管理者の人数と資格は、労働者と設備の総数、作業区域の大きさ、作業場の分類、OSH 基準で要求される他の基準に比例しなければならない。

安全管理者は、所定の DOLE-BOSH トレーニングオリエンテーション若しくは課程、上級職業安全トレーニングコース、及び/又は、その職務と責任の効果的な遂行のために必要である、他の OSH 関連トレーニング若しくは講習を受けなければならない。

中小企業、低から中リスク事業場の安全管理者は、その使用者により指示されたその他の業務を含む安全プログラムに従事するものとする。

請負業者又は下請業者の場合、少なくとも1名の安全担当者が、自社の労働力の OSH プログラムの管理を監督するために、各業務分野に配置されなければならない。

すべての適用事業場の安全管理者の最低分類及び人数は、以下のとおりとする。

労働者数	低リスク	中リスク	高リスク
1～9	1名の S0 1	1名の S0 1	1名の S02
10～50	1名の S0 1	1名の S02	1名の S03
51～99	1名の S02		1名の S02 及び 1名の S03
100～199		2名の S02 又は 1名の S03	
200～250	2名の S02 及び 1名の S03	2名の S03	1名の S02 及び 2名の S03
251～500	2名の S02 及び 1名の S03	2名の S03	1名の S02 及び 2名の S03
501～750	2名の S03		
751～1000	-	-	追加の1名の S03 又は S04
以降 250 名または それ以下が増える	追加の 1名の S03	追加の 1名の S03 又は S04	-

認定 OSH コンサルタント(S04)のサービスを利用することは、指定された安全管理者がトレーニングを受けなければならないか、指定されたトレーニングコース及び関連する経験を完了する課程にある事業所において、1年を超えない期間に限り、許容されるものとする。

第 15 条 労働衛生担当者及び施設 — 適用事業場は、必要な医療用品、設備及び施設に資格を有する応急救護士、看護師、歯科医師、医師等の職業衛生職員を有しなければならない。フルタイム (FT) 又はパートタイム (PT) に分類される衛生職員の人数、設備及び施設、並びに医療用品の数は、労働者の総数及び作業場に含まれる危険又は有害性に比例するものとし、その理想的な比率は、以下のとおりとする。

労働者数	低リスク				中～高リスク			
	応急救護士	OH 看護師	OH 歯科医*	OH 医師	応急救護士	OH 看護師	OH 歯科医*	OH 医師
1-9	1	-	-	-	1	-	-	-
10-50		-	-	-		-	-	-
51-99		-	-	-		2PT	-	-
100-199	2	2PT	-	-	2	1FT	1PT	1PT
200-500	3-5	1FT	1PT	1PT	3-5	1FT	1FT	2PT
501-2000	6-20	1FT	1PT	2PT	6-20	1FT	1FT	2PT 又は 1FT
>2000	>20	1FT で シフト	1FT	1FT 及び 2PT	>20	1FT で シフト	1FT	1FT 及び 2PT
以降 100 名又はそれ 以下が増え るごとに	1	-	-	-	1	-	-	-
以降 250 名又はそれ 以下が増え るごとに	-	1FT	-	-	-	1FT	-	-
以降 500 名又はそれ 以下が増え るごとに	-	-	1FT	1FT 又は 4PT	-	-	1FT	1FT 又は 4PT
パートタイム=1日あたり4時間、1週あたり3日；フルタイム=1日あたり8時間、1週あたり6日								
OH 要員は、労働者数が最も多い勤務シフトに配置されるものとする。								
*OH 歯科医の場合：代替として、事業所は、歯科施設の要件が満たされていれば、労働者の歯科サービスに関する協定(MOA)を締結することができる。								
OH 医師の場合：1名を超えるパートタイム医師が必要な場合は、事業場のすべての稼働日に医師が在席しなければならない。								

本規則の適用を受けるすべての使用者は、以下のとおり、その労働者に医療サービス及び施設を提供しなければならず、又、使用者がその事業場において労働者のための応急手当室又は診療所を維持しないことは許されないものとする。

労働者数	低リスク			中～高リスク				
	応急処置室	診療所 (ベッド数)	病院 (ベッド数)	応急処置室	診療所 (ベッド数)	病院 (ベッド数)		
1-9	1	-	-	1	-	-		
10-50		-	-	1	-	-		
51-99		-	-	2	1	-		
100-199	以降 100 名又はそれ以下の労働者が 増えるごとに 1 を追加	1	-	以降 50 名又はそれ以下の労働者が 増えるごとに 1 を追加	2	-		
200-250		2	-			-		
251-500			-			-		
501-750		以降 200 名 又はそれ以下の労働者が増えるにつ き 1 を追加	-			-	以降 100 名 又はそれ以下の労働者が増えるごとに 1 を追加	-
751-1000			-			-		
1001-2000	1	1	1					

使用者は、事業場から 5 キロメートル以下の距離にある病院又は歯科診療所があり、かつ、移動時間が 25 分以内であり、かつ、緊急の場合において、労働者を病院又は歯科診療所に搬送するための設備を有する事業場には、病院又は歯科診療所を設けないことができる。この目的のため、使用者は、緊急の場合に労働者を治療するために当該病院を使用する契約書を病院と締結しなければならない。

第 16 条 安全衛生教育

(a) すべての安全衛生担当者は、DOLE の規定に従い、OSH に関する義務的なオリエンテーション又はトレーニングを受けなければならない。当該トレーニングは、DOLE 又は DOLE 認定トレーニング機関による証明書の発行により証明されるものとする。当該トレーニングのための派遣カリキュラムは、DOLE が定める。以下は、すべての安全衛生担当者に対する最低限の所定のトレーニング又はオリエンテーションである。

安全管理者 1 (SO 1)	:	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業に適用される 8 時間の義務的 OSH オリエンテーションコース 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・一般産業 - OSH 基本オリエンテーションコース ・建設業-建設 OSH オリエンテーションコース ・海事産業-海事 OSH オリエンテーションコース、又は、 ・その他所定の産業別講習 2. 2 時間のトレーナー研修
----------------	---	--

安全管理者 2 (S02)	:	産業に適用される 40 時間の義務的 OSH トレーニングコース 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・一般産業-OSH 基本トレーニングコース ・建設業-建設 OSH トレーニングコース ・海事産業-海事 OSH トレーニングコース、又は、 ・その他所定の産業特有の義務的トレーニング
安全管理者 3 (S03)	:	1. 産業に適用される 40 時間の義務的 OSH トレーニングコース 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・一般産業-基本的 OSH トレーニングコース ・建設業-建設 OSH トレーニングコース ・海事産業 - 海事 OSH トレーニングコース、又は、 ・その他所定の産業特有の義務的トレーニング 2. 追加の 48 時間の産業に適用される高度・専門的な労働安全トレーニングコース（例えば、産業衛生、安全監査、事故調査、労働安全衛生プログラミング、化学的安全性等） 3. OSH 基準が規定するその他の要件
安全管理者 4 (S04)	:	1. 産業に適用される 40 時間の義務的 OSH トレーニングコース 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・一般産業-基本的 OSH トレーニングコース ・建設業-建設 OSH トレーニングコース ・海事産業 - 海事 OSH トレーニングコース、又は、 ・その他所定の産業特有の義務的トレーニング 2. 追加の 80 時間の産業に適用される高度・専門的な労働安全トレーニングコース（例えば、産業衛生、安全監査、事故調査、労働安全衛生プログラミング、化学的安全性等） 3. 類型 320 時間の OSH 関連のトレーニング又は経験 （追加トレーニングは、経験年数に換算でき、80 時間のトレーニングは 1 年の経験に相当し、その逆も可能である）、及び、 4. OSH が規定するその他の要件
応急救護士	:	標準的な救急トレーニング
OH 看護師	:	最低 40 時間の OH 看護師用の基本 OSH トレーニングコース
OH 歯科医	:	最低 40 時間の基本 OSH トレーニングコース
OH 医師	:	最低 56 時間の OH 医師のための基本 OSH トレーニングコース

(b) すべての労働者は、労働者及び使用者が共同して参加する DOLE が定める義務的労働者の OSH セミナーを受講しなければならない。安全衛生担当者のための標準化されたトレーニングモジュールは設定され、必要に応じて定期的に更新されなければならない。義務的労働者の OSH セミナーは、事業所の安全管理者、又は認定された OSH 従事者若しくは OSH コンサルタントが実施することができる。

労働者の OSH セミナー及び使用者及び法律により要求される他のトレーニング/オリエンテーションは、労働者に無料であり、補償される労働時間とみなされる。

(c) 機器、足場、構造架設、掘削、発破、解体、閉所、有害化学物質、溶接及び火炎切断の操作、組立、及び解体に従事するすべての人員は、これらの作業について専門的な教育トレーニングを受けなければならない。当該トレーニングには、とりわけ、DOLE、DOLE 認定トレーニング機関又は個人用保護具製造業者が提供することができる、当該高リスク作業活動のための安全及び専門的個人用保護具の要件に関するトピック(これらの使用、適用及び取扱いを含む。)を含まなければならない。

第 17 条 労働安全衛生報告書 — すべての使用者、請負業者又は下請業者(もしあれば)は、年次医療報告書(AMR)、OSH 委員会報告書、雇用者報告書など、労働災害報告書(WAIR)、及び年間労働災害/傷害曝露データ報告書(AEDR)を含み、これらに限定されない、安全衛生に関するすべての報告書及び通知書を DOLE に提出しなければならない。

第 18 条 労働者技能証明 — PRC は、OSH 要員の安全衛生に関する最低限の必要な能力を決定し、これを継続的専門能力開発(CPD)ユニットへの適用においても同様に利用する。労働者の能力の水準を専門化し、向上させ、及び更新するため、場合に依りて TESDA 又は PRC は、国内能力基準を設定し、並びに重要な職務についての能力評価及び資格認定に関する指針を、安全衛生に関する要求事項を含むために作成する。この点に関し、すべての重要な職務は、TESDA による義務的な能力評価及び認定を受けなければならない。

以下に該当する場合、その職務は重要とみなされる。

- (a) 当該職務の遂行は、人々の生命及び安全に影響を与える。
- (b) 当該職務が、複雑な工具、器具、備品の取り扱いを伴う。
- (c) 当該職務が比較的長期間の教育トレーニングを必要とする。及び、
- (d) 当該職務の遂行は、事業所のすぐ近くの安全、衛生及び環境上の懸念に影響する可能性がある。

第 19 条 労働者福利施設 — すべての事業所、事業、現場その他作業を行うすべての場所には、人道的な労働条件を確保するため、次の無料の福利施設を設けなければならない。

- (a) 安全な飲料水の十分な供給
- (b) 適切な衛生設備及び洗濯設備
- (c) 建設労働者、船舶労働者、漁業労働者及び夜業労働者のような労働者のための適切な居住設備
- (d) すべての性別について、必要に応じ、衛生設備、洗濯設備及び睡眠設備を分離すること。
- (e) DOLE 省令第 143-15 号に規定する施設を除き、授乳場
- (f) 傾斜路、手すり等、及び、
- (g) 労働安全衛生基準及びその他の発令により定められる他の労働者の福利施設

第 20 条 その他すべての労働安全衛生基準 — すべての使用者、請負業者又は下請業者(もしあれば)は、1978 年の DOLE 労働安全衛生基準(改訂版)に規定されている他の労働安全衛生基準を遵守しなければならない。

第 21 条 安全衛生プログラムの費用 — 正式に承認された OSH プログラムを実施するための総費用は、オペレーション費用の不可欠な部分であるものとする。それは、建設及びすべての請負契約又は下請契約の取り決めにおいて、別個の支払項目であるものとする。

第 5 章 連帯責任

第 22 条 使用者の責任及び責任 — 事業者、事業オーナー、請負人又は下請負人(ある場合)及び作業を管理し、管理し、又は監督する者は、本規則に定めるところにより、本規則違反の場合の場合を含み、職業上の安全及び衛生に関する基準を遵守することについて、連帯して責任を負う。

第 6 章 職業上の安全及び衛生に関する基準の執行

第 23 条 労働雇用長官又は適式に授権された代理人の訪問権及び執行権 — 労働雇用長官又は適式に授権された代理人の訪問権及び執行権から生じるすべての事項は、再番号付けされたフィリピン労働法第 128 条及びその他の法律に基づく労働法の管理及び執行に関する適用規則及びその他の法律に準拠するものとする。

労働雇用長官又は適式に授権された適切な監督権限を有する代理人は、義務的な OSH 基準をすべての事業場において執行し、同基準の遵守状況について年次実地監査を実施する権限を有する。

年次実地監査の実施の際には、安全管理者、事業所の管理者及び労働者の代表者が立ち会わなければならない。事業所の安全管理者がいない場合、その者から適式に授権された代理人が代わって立ち会うことができる。労働雇用長官又はその適式に授権された代理人は、記録を調査し、本規則及び他の適用法令の規定の遵守を決定するために必要な事実、条件または事項を調査するために、作業が行われている昼夜を問わず、職場に立ち入ることができる。

フィリピン労働法第 128 条に基づき、いかなる者又は団体も、労働雇用長官又はその適式に授権された代理人が付与された権限に従って発行した命令を妨害、妨害、遅延、その他無効にすることは違法であり、いかなる下位裁判所又は団体も、労働雇用長官又はその正当に授権された代表者の命令に関わるいかなる事件に対して管轄権を行使し、一時的又は永続的な差止命令又は差止命令又はその他の命令を発することはできないものとする。

労働雇用長官又はその適式に授権された代理人は、本規則、OSH 基準及び他の適用される法律を遵守しないことが、職場の労働者の安全と衛生に重大かつ急迫した危険をもたらす場合、事業の停止又は事業所のある部署若しくは部門の操業の停止を命じることができる。

労働監督官又は DOLE により本規則、OSH 基準及びその他の適用される法律及び規則の遵守を強制する権限を与えられた者は、要請に応じて正当な権限を与えられた身分証明書を提示するものとし、労働雇用長官又はその適式に授権された代理人によって

与えられた権限又は指示の範囲内でのみ行動するものとする。

労働雇用長官又はその適式に授権された代理人は、事業の規模及び性質にかかわらず、事業所及び事業場を検査しなければならない。いかなる自己評価も DOLE による労働監査に代えることはできない。ただし、認可された市は、DOLE が定める目的のために十分は施設及び人員を有し、かつ、DOLE が定める国内基準に従うことを条件として、DOLE と調整した上で、管轄区域内の事業所の産業安全監督を行うことができる。

2017 年省令第 183 号及び判決執行マニュアルが、検査、義務的協議、命令の発令及び執行の手続を規定するものとする。

いかなる者も、フィリピン労働法第 128 条に基づいて付与された権限に従って発行された労働雇用長官又は適式に授権された長官の代理人の命令を妨げ、遅らせ、又はその他無効にしてはならず、いかなる下級裁判所又は団体は、執行命令に係る事件について管轄権を行使し、一時的若しくは永続的な差止命令又は差止命令を発してはならない。

第 24 条 急迫した危険による休業中の労働者に対する給与 — 使用者の違反又は過失により急迫した危険による労働の停止があったときは、使用者は影響を受けた労働者に対し、当該労働の停止又は休止の期間中、これに準ずる賃金を支払わなければならない。

賃金その他 WSO から生ずる債務の支払に関し、労働者の生命を損なうおそれのある急迫した危険状態に続いて WSO が発令された場合には、使用者が過失のある当事者と推定される。WSO が解除されるか否かを決定するために、72 時間以内に義務的協議が開催されるものとする。

第 25 条 権限の委任 — 義務的な OSH 基準を実施する権限は、労働雇用長官から所管官庁に委任されることがある。当該権限の委任は、労働安全監督の実施についてのみ行うものとする。

所管官庁は、権限の委任に従い、改訂された技術安全検査マニュアルの規定に従って、月次報告書をその所在地を管轄する DOLE-地方事務所に提出しなければならない。

権限の委任は、状況により認められるときは、いつでも撤回することができる。

第 26 条 労働雇用長官の権限を定める基準 — 労働雇用長官は、関係するすべての政府機関及び部局並びに関係する利害関係者と協議の上、事業所の従業員数、事業活動の性質、関係するリスク又は危険性に応じて OSH 危険性を排除又は低減するための義務的な OSH 基準を設定し、執行しなければならない。

労働雇用長官は、すべての職場、特に鉱業、漁業、建設、海洋などの危険な産業において、安全で衛生的な労働条件を確保するため、新しく最新のプログラムを制定するものとする。

第 27 条 従業員の補償請求 — 労働者は、業務上の障害又は死亡により生じた補償給付を請求することができる。当該請求は、当該目的で提起された手続における使用者の過失、重過失又は悪意の認定とは独立して処理される。使用者は、請求をしようとする従業者に対し、必要な援助を行わなければならない。

第 28 条 使用者及び労働者に対するインセンティブ — OSH 及び OSH トレーニングパッケージ、追加の保護具、技術指導、承認表彰及び他の類似のインセンティブのような一般的な労働基準の遵守を確保するための努力を認識するために、資格のある使用者及び労働者に対して DOLE が定める規則及び規制に基づくインセンティブのパッケージを設けなければならない。

第 29 条 禁止行為及びそれに対応する罰則 — 使用者、請負業者又は下請業者が、下記の OSH 基準又は労働雇用長官が発行する遵守命令を故意に遵守しない、又は拒絶する場合、以下の過料に処する。

DOLE への設立登録	20,000.00 ペソ
作業前の作業安全指導・オリエンテーションの実施	20,000.00 ペソ
労働者のトレーニング(応急手当、強制労働者トレーニング)の提供、安全管理者及び衛生職員のための強制的な OSH トレーニング	25,000.00 ペソ
安全標識・安全装置の設置	30,000.00 ペソ
医療用具・器具・設備の提供	30,000.00 ペソ
OSH 基準に規定された報告要件の提出	30,000.00 ペソ
安全管理者及び/又は OH 要員の提供	40,000.00 ペソ
OSH 基準で要求されている認定された要員又は専門家の提供	40,000.00 ペソ
安全衛生委員会の設置	40,000.00 ペソ
総合安全衛生計画の策定・実施	40,000.00 ペソ
危険有害性・危険性に関する情報の提供(化学物質安全性データシートの欠如、運搬・持ち上げ等に関する SOP 書の不備、閉所・高温作業の許可システム不要、ロックアウト・タグアウトシステム不要等)	40,000.00 ペソ
衛生施設・福利施設の提供	40,000.00 ペソ
タスクのための承認された、又は認証されたデバイス及び機器の使用	50,000.00 ペソ
個人用保護具の提供又は提供された個人用保護具の労働者への課金	50,000.00 ペソ
DOLE 発行 WSO への対応	50,000.00 ペソ
他の OSH 基準への準拠	40,000.00 ペソ

OSH 基準又は遵守命令の不遵守又は拒絶は、自発的、計画的及び意図的になされた場合には、意図的であるとみなされる。

使用者、請負業者又は下請業者が同一の禁止行為を繰り返したと認められるときは、その違反行為を繰り返すごとに、当該過料にその 50%に相当する過料を加えた罰金を科する。

以下に掲げる行為が行われ、非遵守が認められた場合、その行為に従わない行為に対しては、上記に定める過料に加え、別途10万ペソの過料を科する。

- (1) 労働雇用長官又はその権限を与えられた代理人が対象となる職場にアクセスすることを妨げ、遅らせ、拒否したり、関連する記録や文書へのアクセスを拒否したり、OSH基準の遵守を判断する上で必要な事実の調査を妨げたりすること
- (2) DOLEに提出された陳述書、報告又は記録が重要な点において虚偽であることを知りつつなされたOSH基準の遵守に関する虚偽表示、又は、
- (3) 雇用の終了、支払の拒否、賃金及び給付の減額のような報復措置をとること、又は何らかの方法により、実施されている検査に関する情報を提供した労働者を差別すること。

違反により労働者を死亡、重傷又は重篤な疾病に至らしめた場合、課せられる過料は10万ペソとする。

2つ以上の不遵守がある場合、すべての過料が科されるものとする。ただし、1日あたりの過料は10万ペソを超えないものとする。

過料は、使用者に対する遵守命令の違反又は送達の日から起算し、完全な遵守の日まで毎日発生し、場合に応じ、通常の裁判所における刑事事件又は民事事件の申立てを害するものではない。本規定による過料は、他の適切な政府機関が罰金を課することを妨げるものではない。

地方事務所長は、適切な通知及び聴聞の後、OSH違反の重大性及び頻度、並びに事業所の規模を含め、生じた損害又は傷害及び関係するリスクを考慮して、適切な過料を科さなければならない。

本規則に従って徴収された過料は、OSHのトレーニング及び教育並びに他の政府間のプログラム及び活動を含む、OSH及び一般的な労働基準の遵守を確保するための努力を認識し、資格のある使用者及び労働者を奨励するOSHイニシアチブの運用のために利用されるものとする。

第7章 雑則

第30条 DOLE コンピューター検査システムの更新 — 労働雇用長官は、コンプライアンス、施行の監視及び労働災害に関する通知システムに関するリアルタイムデータのコンピューター化された収集及び生成に関する最新の労働監督システムを維持するものとする。

第31条 政府間の調整及び協力 — DOLEは、共和国法第11058号の規定を効果的に実施するために、すべての事業所と職場におけるOSHの法律、規則、基準の管理と施行に第一義的な責任を負うものとする。環境・天然資源部、エネルギー部、運輸部、農業部、公共事業・高速道路部、貿易産業部、内務・地方政府部、保健部、情報通

信技術部、フィリピン経済区庁、及び地方政府機関を含む他のすべての政府機関から成る政府間調整協力委員会が本規則の公布から 60 日以内に設置されるものとする。同委員会は、この規則及びすべての OSH 基準の定期的な見直しを含め、すべての職場における負傷、疾病又は死亡の発生を防止し及び撲滅することを目的とする関連計画及び事業と同様に、本規則の効果的な実施を監視するため、四半期に一回以上定期的に開催される。

全国三産業平和評議会の労働者及び使用者の代表者は、政府間調整協力委員会の会合及び活動に招請される。

労働雇用長官に提出する年間作業計画及び達成事項を作成するものとする。政府間調整協力委員会の運営のための基金は、本規則に基づいて徴収される過料をもって充てる。

第 32 条 分離可能条項 — 本規則の何れかの部分、条又は規定が無効又は違憲とされた場合は、これにより影響を受けない他の規定は、引き続き全面的に有効に存続するものとする。

本規則のいかなる規定も、労働者の安全及び衛生のための労働条件を達成するために他の規制機関が発するより厳格な措置を有するいかなる発表を撤回するものではない。

第 33 条 条項の撤回 — 本規則と矛盾するすべての規則及び規則又はその他の発行もしくはその一部は、本規則により修正または廃止される。

第 34 条 有効性 — 本規則は、一般に発行される新聞に掲載されてから 15 日後に効力を生じるものとする。

マニラ、フィリピン、2018 年 12 月 6 日